

認可外保育施設等の場合

	0歳クラス	1歳クラス	2歳クラス	3歳クラス	4歳クラス	5歳クラス
認可外保育施設	全国 <small>¥還</small>			全国 <small>¥還</small>		
一時預かり	市民税非課税世帯で保育の必要性の認定を受けた場合のみ			保育の必要性の認定を受けた場合のみ		
病児・病後児保育	月合計 42,000 円まで			月合計 37,000 円まで		
ファミリーサポートセンター	無償化			無償化		



児童の保護者全員が前ページの「保育の必要性の認定について」の表のいずれかに当てはまる必要があります。
お住まいの自治体で事前に施設等利用給付認定を受けてください。

注意

3～5歳クラスとは

満3歳になった後の4月1日から小学校に就学するまでの3年間のことです。
※満3歳の誕生日を迎えた日から無償化の対象になるわけではありません。

以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・食材料費（給食、おやつ等にかかる費用）
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費

認可保育所や認可幼稚園等を利用していない方が対象です

認可保育所や認可幼稚園等を利用している方は、認可施設の利用料が無償化の対象となっているため、認可外保育施設等を併用した場合の利用料は無償化の対象外です。

- ただし、認可幼稚園等を利用している方で、前ページの「幼稚園等の預かり時間が短いので認可外保育施設等も利用する場合」に当てはまる方は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になります（詳しくは前ページをご参照ください）。

明石市民のみ

- ・認可外保育施設を月64時間以上利用している第2子以降の児童で、本リーフレットのいずれにも当てはまらない場合は、月額2万円を上限とする「明石市認可外保育施設等保護者補助金」の対象となることがあります。
- ・一時預かり事業を利用している0～2歳の第2子以降の市民税課税世帯の保育施設入所保留児童（待機児童）は、月額1万円を上限とする「明石市在宅子育て世帯臨時給付金」の対象となることがあります。

<お問い合わせ> 明石市こども育成室（利用担当）

電話：078-918-5092・5093 FAX：078-918-5293



令和元年10月1日から

3～5歳クラスの保育所・幼稚園などの
利用料が無償化されます

認可保育所等の場合

- ・認定こども園の保育所部分、
- ・地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業）を含みます

アイコンの見方
¥不 …支払不要、手続不要
¥代 …限度額超過分のみ支払（法定代理受領）
¥還 …一旦立替、後日返金（償還払い）

	0歳クラス	1歳クラス	2歳クラス	3歳クラス	4歳クラス	5歳クラス
保育料	全国 これまでどおり有料 ただし市民税非課税世帯は無償			全国 <small>¥不</small> 無償化		
副食費 （給食のおかず代相当分）	全国 これまでどおり保育料に含まれます			全国 これまで保育料に含まれていたものが実費負担に ただし世帯年収360万円未満相当の子及び第3子以降は免除		
	明石市民のみ <small>¥不</small> これまでどおり第2子以降は無償			明石市民のみ <small>¥不</small> 無償化		

注意

3～5歳クラスとは

満3歳になった後の4月1日から小学校に就学するまでの3年間のことです。
※満3歳の誕生日を迎えた日から無償化の対象になるわけではありません。

以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費
- ・延長保育料
- ・主食費（給食のご飯・パン代。3～5歳クラスのみ。0～2歳クラスは保育料に含まれるため、もともと設定がありません。）

認可幼稚園等の場合

満3歳 3歳クラス 4歳クラス 5歳クラス

以下の費用が無償化

(満3歳から入園できる場合は満3歳から無償化の対象です。)

園の種類 (2019年10月現在 明石市内で当てはまる園)	保育料	入園料	副食費 給食のおかず代 相当分
公立幼稚園 認定こども園の 幼稚園部分 新制度移行済の私立 幼稚園(錦江幼稚園) ※お住まいの自治体から1号認定 を受けて通う幼稚園のことです	全国 無償化	全国 無償化 対象外 入園料が必要な園は これまでどおり有料	全国 これまでどおり 有料 明石市 民のみ 無償化
国立幼稚園 (神戸大学附属幼稚園) 新制度未移行の 私立の認可幼稚園 (明石市内にはありません) 特別支援学校幼稚部 (明石市内にはありません)	全国 月額8,700円 まで無償化 全国 月額25,700円 まで無償化 全国 月額400円 まで無償化	全国 入園初年度に限 り、年間在籍月数 で割った入園料(10 円未満切捨)も保育 料に含めることが できます	全国 これまでどおり 有料 ただし世帯年収 360万円未満相当 の子及び第3子以 降は免除 施設に お問い合わせ ください

事前申込が必要

例 保育料月額6,100円、入園料31,300円の国立幼稚園に7月から通う場合
→入園料は在籍月数(7月から3月まで)の9で割って月額3,470円(10円未満切捨)、
利用料月額合計は保育料6,100円+入園料3,470円=9,570円。
9,570円のうち8,700円は無償、差額の870円は毎月保護者負担となります。

注意

事前申込が必要です

無償化の適用を受けるには、お住まいの自治体で施設等利用給付認定を受ける必要があります。

以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・PTA会費
- ・主食費(給食のご飯・パン代)
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費

預かり 保育料

全国 市民税非課税世帯で
保育の必要性の認定を受けた場合のみ
日額450円×その月の利用日数
または月合計16,300円
いずれか低い方の額まで
無償化

明石市
民のみ
副食費も
無償化

全国 ※右上をお読みください
保育の必要性の認定を受けた場合のみ
日額450円×その月の利用日数
または月合計11,300円
いずれか低い方の額まで
無償化

明石市
民のみ
副食費も
無償化

保育の必要性の認定について



児童の保護者全員が以下のいずれかに当てはまる必要があります。

保護者の状況	無料となる期間	
就労	月64時間以上働いている	就労している期間
妊娠・出産	妊娠中または出産後で休養が必要である	妊娠後から分娩予定日の8週間後の翌日の属する月末まで
障害・疾病	病気やけが、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
親族の介護、看護	月64時間以上、親族を介護または看護している	介護または看護の必要がなくなるまで
修学	月64時間以上、大学・職業訓練校・専門学校等に通っている、または自宅学習している	修学している期間
就職活動	就職活動を継続的に行っている	90日以内
その他	災害からの復旧を行っている 児童虐待やDVのおそれがある	必要な期間

例1

預かり保育料が1時間200円で、ある月は3時間利用した日が15日間、2時間利用した日が5日間であった場合
→利用料月額合計は200円×3時間×15日+200円×2時間×5日=11,000円。
うち限度額の450円×20日=9,000円は無償、差額の2,000円は保護者負担となります。

例2

預かり保育料が月額12,000円で、26日間利用した場合
→限度額を日額で計算すると450円×26日=11,700円となり、11,300円を超えるので限度額は11,300円。したがって11,300円は無償、差額の700円は保護者負担となります。

全国 幼稚園等の預かり時間が短いので認可外保育施設等も利用する場合

認可外保育施設等(認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター)の利用料も無償化の対象となります。

ただし、開所時間が預かり保育時間を含め1日8時間未満
または 年間開所日数が200日未満の幼稚園等に通っている場合に限りです。



注意

事前申込が必要です

預かり保育の無償化の適用を受けるには、お住まいの自治体で施設等利用給付認定を受ける必要があります。

以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・全国 預かり保育の時間中に提供される給食・おやつ代等
- ・明石市 預かり保育の時間中に提供される給食の主食費
- ・預かり保育の時間中に必要となる教材にかかる費用
- ・その他、預かり保育の時間中に必要となる実費費用